

# 学園大和町一丁目自治会 会則

## 第1条（目的）

本会は協調と融和の精神に基づき、会員相互の親睦と生活環境の改善を図ることを目的とする。

## 第2条（名称）

本会は学園大和町1丁目自治会と称する。

## 第3条（地区）

本会は学園大和町1丁目の区域を地区とする。地区は10班で構成し、その区域割りは別途定める。

## 第4条（所在地）

本会の所在地は会長宅に置く。

## 第5条（事業）

1. 本会は下記の事業を行う。

- (1) 防災防犯（防災、防火、防犯、交通安全など）
- (2) 行政との協働（各種行政情報の伝達・連絡や行事参加、募金など）
- (3) 環境整備（街路灯、道路、水路、ごみ、集会施設管理、一斉清掃など）
- (4) 目的実現（行政への陳情、要望など）
- (5) 自治会内の統合・対外的代表（住民の意見・利害調整）
- (6) 親睦（住民相互の連絡など）
- (7) 相互扶助（資源回収など）
- (8) その他本会の目的を達成する上で必要な事業

2. 本会は学園三碓地区自治連合会に参加し、共同して下記の事業を行う。

- (1) 上記連合会が開催する事業への参加と協力
- (2) 県、市当局に対する陳情、建議
- (3) その他自治会が必要と認めた事業への参加と協力

## 第6条（会員）

本会の会員は、区域内の居住者、および家屋所有者、ならびに地区の関係者とする。

## 第7条（入会金）

新たに本会の会員となる者は、入会金1,000円を納入するものとする。

## 第8条（会費）

会費は1世帯につき半期1,000円（4月1日から9月30日を前期、10月1日から翌年3月31日を後期とする）とし、毎月4月に1年分2,000円を納入するものとする。

前期に新たに会員となる者は、半期分の会費を納入するものとする。

納入した会費は、いかなる理由があっても一切返金しない。親子2世帯同居の場合は1世帯と見なす。

## 第9条（役員）

本会に下記の役員を置く。

会長 1名

副会長 1名

会計 1名

会計監査 1名（班長兼任）

書記 1名

廃品回収 1名

庶務 1名

環境 1名

ホームページ 1名

班長 10名

## 第10条（役員の仕事）

役員の仕事は下記の通りとする。

（1）会長は本会を代表し会務を統轄する。歴代会長・副会長からの引き継ぎ要望事項を奈良市の担当部署に伝える。ホームページ担当と共に受信したお問合せメールを各担当役員に振り分ける。連合会委員となりその仕事を担当する。

（2）副会長は会長を補佐し、会長が途中退任したときはその職務を受け継ぐ。防犯パトロールの運営等を行う。連合会委員となりその仕事を担当する。

（3）会計は本会の金銭の出納を司る。

（4）会計監査は会計の監査を行い、その結果を会員に報告する。

（5）書記は役員会等の議事録の作成、保管をする。

（6）廃品回収は廃品回収に関する仕事を担当する。ゴールデンウィーク、お盆、年末年始のごみ収集が変則になる時に回覧を出す。年度末に利益分の表を作成、回覧する。

（7）庶務は紙回覧資料のうち、定例会議以外で配布されるものを各班長宅に持参する。

（8）環境は空地、道路、街灯、公園の良好な状態の維持・管理に努める。空地の管理についてはその所有者と連絡をとり改善を図る。住民からの要望を奈良市の担当部署に伝える。

（9）ホームページ担当は、会長と共にお問合せメールの受信を各担当役員に振り分ける。会長や各担当からの回覧資料をホームページに公開する。

（10）班長は各班を統轄し、必要な仕事を行う。

## 第11条（会議）

本会の会議は、総会、役員会とし、その運営は次による。

（1）総会は本会会員の出席を求め開催する。回覧で本会会員の意思を確認できる場合はこれを総会に代わるものとする。総会は本会の最高決議機関とし役員会が必要と認めた重要事項について決定する。

（2）総会は会長が招集し議長となる。

（3）総会の議事は出席者の過半数で決定し、可否同数の時は議長の決定するところによる。総会の議決権は会費納入世帯を単位とする。

（4）役員会は本会の常務について決定する。

（5）役員会は会長が招集し議長となる。

（6）役員会は役員数の3分の1以上の請求があるとき、会長はこれを開催しなければならない。

（7）役員会は役員総数の3分の2以上の出席（含む委任状）をもって成立し、その議事は出席者（含む委任状）の過半数をもって決定する。可否同数の時は議長の決定するところによる。

（8）その他、会議の運営に関し必要な事項は役員会で定める。

## 第12条（役員を選任）

役員を選挙と選任は下記の方法による。

（1）会長の選出は年度毎の輪番制を原則とする。当番の班で互選するが、構成する会員数の多寡を勘案し1班から7班において行われるものとし、副会長は、会長が再任となる場合以外は基本的に会長と同じ班から選任されることとする。

（2）班長は各班において1名を互選する。

（3）連合会会長は、学園三碓地区自治連合会の定めにより本会が連合会会長担当となる前年度役員会において、前年度役員等の中から選出の可否および選任者を審議決定し、この中で選任者が定まらない場合は、改年度自治会会長の選出班以外から選出班を決め、選出された班において互選する。連合会会長を前年度役員から選出できず、選出班を決める場合も、原則、自治会会長選出の輪番の考え方に準じて、1班から7班において行われるものとする。

（4）他の役員については、1班から7班において各1名を選出し、その役割分担は役員会において互選する。ただし、副会長は会長において選任できる。なお、会計監査は8班から10班の班長が持ち回りで兼務する。

## 第13条（役員任期）

役員任期は4月1日から翌年3月31日までの1年とし、再任を妨げない。ただし、会長については任期3年を超える事がない。

#### 第14条（自主防災委員）

自主防災委員は学園三碓地区自治連合会の主導のもと、第9条の役員より選出するものとし、その基準については別途定める細則による。

#### 第15条（会計）

1. 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。
2. 会計は事業年度終了の役員会において、会計監査の承認を得た上で収支の決算報告をする。

#### 第16条（会則の変更）

本会の会則は、役員会で3分の2以上の賛成により変更することができる。

#### 第17条（その他）

この会則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

本会の設立は昭和50年4月1日である。

#### （附則）

平成7年4月改定施行

平成8年4月改定施行

平成9年4月改定施行

平成14年3月1日改定施行

平成18年4月改定施行

平成21年3月1日改定施行

平成21年9月9日改定施行

平成22年12月31日改定施行

平成27年10月1日改定施行

令和2年3月改定施行

令和4年4月改正施行

令和6年1月13日改正施行

令和6年2月17日改正施行

# 自主防災委員の選出細則

## 第1条（委員の構成）

学園三碓地区自治連合会（以下連合会という）の主導のもと、「情報収集・伝達」「救出・初期消火」「避難誘導・救護」「避難所設営・運営」「自主防犯パトロール」の5名とする。

## 第2条（会長・副会長の除外）

会長・副会長は連合会自主防災会の本部構成員となるので、選出役員より除外する。

## 第3条（委員の選出）

委員5名は、役員より3名、班長より2名を選出、それぞれ兼務するものとする。

（1）役員は庶務役員、環境役員、廃品回収役員が防災委員を兼ねる。

（2）班長は総班数から2名選出するものとし、1班から5班までを1グループ、6班から10班までを1グループとして、輪番制により毎年それぞれのグループから1名ずつ選出する。

## 第4条（委員の任期）

委員の任期は会則第13条の役員の任期に準じる。

## 第5条（本細則の改廃）

本会則は会長が役員会に諮って改廃できるものとし、連合会の自主防災活動の方針が変われば、それに従う。

## （附則）

この細則は平成21年3月1日より施行する。

令和6年2月17日改定施行

令和6年12月14日改定施行

## （内規）

初年度（平成20年度）は防災委員の役割等、諸般の事情が不明確なために、班長からの選出は抽選で無作為に行ったが、2年度目からは次の班から順送りに選出するものとする。ただし、会計監査を担当する班に該当するときはその次の班を選出するものとする。